

公益社団法人埼玉県獣医師会
会長 高橋 三男 様

埼玉県農林部長 強瀬 道男（公印省略）

令和4年3月22日以降における県民・事業者の皆様への
お願いについて（依頼）

本県農林行政の推進につきましては、日頃格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に御協力いただきますとともに、度重なる協力要請のお願いに対し、関係者の皆様への周知に迅速に御対応いただき、重ねて御礼申し上げます。

さて、政府対策本部は、令和4年3月21日をもって、本県に対するまん延防止措置等重点措置を終了することを決定しました。

これを受け、感染の再拡大を防ぎ、感染防止対策と社会経済活動の両立を図っていくため、3月22日以降も当面の間、下記の協力を県民や事業者の皆様へお願いすることが、第80回埼玉県新型コロナウイルス対策本部会議（令和4年3月17日開催）で決定されました。

つきましては、その趣旨を御理解いただけますとともに、引き続き関係者の皆様への周知をはじめ感染拡大防止対策に御協力くださるようお願い申し上げます。

記

1 お願いの主な内容

(1) 県民への要請等

- 感染に不安を感じる無症状者については、ワクチン接種者を含めて検査を受けること。
- 帰省や旅行等、県境をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、感染リスクの高い行動を控えること。
- 体調がすぐれない場合は、外出を控えること。
- 飲食等については、お客様の命を守る取組に参加する「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店＋(プラス)」認証店を利用すること。
- オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止対策として、次の感染防止対策を徹底すること。
 - ・ 飲食は、なるべく長時間を避け、大声を出さないようにすること。
 - ・ 会話をする際にはマスクの着用を徹底すること。
 - ・ 感染リスクの高い場面・場所への外出は避けること。
 - ・ 家庭内においても室内を定期的に換気するとともに、こまめに手洗いを行うこと。
 - ・ 子どもの感染防止策を徹底すること。
 - ・ 高齢者や基礎疾患のある者は、いつも会う人と少人数で会うこと。

2 事業者（施設管理者等を含む。）への要請等

（1）すべての事業者への要請

- 業務継続の観点からも、在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の削減目標を前倒しで設定すること。
- 飲食やイベント、移動等で感染リスクの高いと考えられる場面・場所においては、ワクチン接種歴や検査結果の確認を行うことを推奨する。
※不当な差別にならないよう留意すること。

（2）施設管理者等へのお願い

- これまでにクラスターが発生しているような施設や「三つの密」を避けることが難しい施設については、徹底した感染防止対策を講じること。

（3）職場でのお願い

- 出勤者数の削減・人と人との接触を低減させる取組
- 職場における感染防止対策
- 重症化リスクのある労働者への配慮

3 飲食店等へのお願い

- 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守を徹底すること。
※ 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」の認証を取得していない飲食店等は、速やかに取得するようにお願いします。
なお、認証を取得していない飲食店等は、引き続き、営業時間を午前5時から午後8時までとし、酒類提供の自粛をお願いします。

4 イベントの開催制限

- 「参加予定人数が5,000人超」かつ「収容率50%超」で、「大声なし」のイベントは、感染防止安全計画を策定し提出すること。
- 上記以外のイベントは、県が定める「チェックリスト様式」に、イベント開催時に行う感染防止対策を記載し、主催者等のホームページ等で公表すること。

〔人数上限及び収容率〕

		収容定員			
		設定あり			設定なし
		5,000人以下	5,001～10,000人	10,001人以上	
大声なし	安全計画の策定あり	—	収容定員まで		人と人が触れ合わない程度の間隔(1m程度)を確保
	安全計画の策定なし	収容定員まで	5,000人まで	収容定員の半分まで	人と人が触れ合わない程度の間隔(1m程度)を確保
大声あり		収容定員の半分まで			十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m以上)を確保

- ・ 主催者等は、イベントの前後の活動における基本的な感染防止対策の徹底や、直行直帰の呼びかけ等を行うこと。

5 県主催イベント及び県有施設の取扱い

- 県主催イベントは、徹底した感染防止対策を講じることを条件に開催する。
- 県営公園では、同居家族等を除き、花見等での宴会の自粛をお願いします。
- 県有施設内の飲食店では、5人以上で飲酒を伴う飲食をする場合、ワクチン

ン接種歴又は検査結果を確認する。

- 屋内県有施設については、人数上限等の要請を受けている施設と同様の要請を遵守し、徹底した感染防止対策を主催者に徹底させることを条件に開館する。

その他の内容と詳細については、下記ホームページを御覧ください。

埼玉県HP【3月17日発表】

令和4年3月22日以降における県民・事業者の皆様へのお願い

<https://www.pref.saitama.lg.jp/notice/2022031701.html>